

2026年度教育省台湾奨学生及び華語文奨学生募集要項

台日の教育、科学技術及び文化の交流を促進し、若い世代の相互理解と関心を深めるため、2026年度教育省台湾奨学生及び華語文（中国語）奨学生制度に基づき、台湾の大学、大学院への留学或いは大学付属の華語文センターでの華語文研修を希望する方を下記の通り募集します。

台灣駐日代表処
記

一、種類及び募集定員（予定）

種類	内容	募集定員
教育省台湾奨学生	大学若しくは大学院レベル以上の人文学科、社会科学、自然科学、芸術学科等専攻分野の留学奨学生。	21名
教育省華語文奨学生	大学付属華語文センターの華語文研修奨学生。	25名
両奨学生を同時に応募してはならない。		

二、応募者の資格及び条件

種類	資格
教育省台湾奨学生	高等学校卒業以上の学歴で、2026年9月より、台湾の大学、大学院(修士課程、博士課程)に正規生(研修生、専攻生及び聴講生等を含まない)として進学する予定のある、学業成績優秀かつ品行方正な日本人（日本国籍であり、父母双方とも中華民国国籍を有したことがない者を指す）。
教育省華語文奨学生	高等学校卒業以上の学歴を有し、2026年4月1日の時点で満18歳以上であり、2026年9月（秋学期）より、台湾の教育省が認可した大学付属華語文センターで華語文を研修する予定のある、学業成績優秀かつ品行方正な日本人（日本国籍であり、父母双方とも中華民国国籍を有したことがない者を指す）。
次に掲げる者は、募集対象とはならない：	
■ 中華民国籍を有する者及び在日華僑僑生（僑生とは、「僑生回國就學及輔	

導辦法」第2条で定める者を指す)。

- 2026年9月1日以降、台湾の他の公的機関、学校から奨学金を支給される者。
- 学校の交流協定に基づく、台湾の大学との交換留学生或いはダブルディグリーの学生。
- 当奨学金の受給資格を取り消されたことがある者。
- 教育省台湾奨学金を受領した経験があり、再度同一学位課程への申請をしようとする者、もしくはすでに取得した学位よりも下位の学位に申請しようとする者。
- 教育省華語文奨学金を再度受けようとする者。
- 教育省台湾奨学金を受給した年数の合計が5年以上である者。
- 「外僑永久居留證」を所有している者は台湾奨学金に応募不可。
- 2026年9月(秋学期)以前に台湾において就労、留学、ワーキングホリデー、もしくは家族滞在ビザ等で居留したことがある者は華語文奨学金に応募不可。
- 2026年度外交部台湾奨学金を申請している者。

三、支給期間：(受給資格行使の延期、保留は不可。卒業、休学、退学の場合はその時点で支給期間が終了)

種類	留学院段階		期間	年数
教育省台湾奨学金	大学		2026年9月から2030年8月まで	4年以内
	大学院	修士課程	2026年9月から2028年8月まで	2年以内
		博士課程	2026年9月から2030年8月まで	4年以内
教育省華語文奨学金	大学付属華語文センター		2026年9月から2027年8月まで	3ヶ月以上 1年以内

四、支給額の詳細

種類	留学院段階		詳細(貨幣:台湾ドル)
教育省台湾奨学金	大学		学費及び雑費:1学期40,000元以内 生活費:月額15,000元
	大学院	修士課程	学費及び雑費:1学期40,000元以内 生活費:月額20,000元
		博士課程	学費及び雑費:1学期40,000元以内 生活費:月額20,000元

教育省華語文奨学生	大学付属華語文センター	月額 28,000 元 (学費は自費となる)。
註：教育省台湾奨学生の場合、学費と雑費が 4 万元を超えた場合、その差額は自己負担とする。また、保険及び宿舎等の費用はすべて自己負担とする。		

五、選考日程

種類/日程	一次選考（書類審査）	二次選考（面接）
教育省台湾奨学生	台湾駐日代表処が日本の大学教授に依頼し、応募書類一次選考（書類審査）を行う。	2026年5月29日（金曜日）に二次選考（面接）を行い（予定）、採用者（合格者）を決定する。
	一次選考（書類審査）の結果を2026年5月上旬（予定）に全応募者に文書で通知する。	二次選考（面接）結果は、2026年7月上旬（予定）に面接合格者に文書で通知する。
教育省華語文奨学生	台湾駐日代表処が日本の大学教授に依頼し、応募書類選考（書類審査）を行い、採用者（合格者）を決定する。	二次選考（面接）なし
	選考結果は2026年7月上旬（予定）に全応募者に文書で通知する。但し、内定者は早期に通知予定。	
合格可否については正式の文書で通知する。電話、E-mail等による問合せに一切応じない。		

六、申請期間：2026年2月2日（月曜日）から2026年3月27日（金曜日）まで。

七、応募書類

書類および内容		註
1	奨学生申請書：教育省台湾奨学生申請書、或いは教育省華語文奨学生申請書。	1通
2	奨学生承諾書：教育省台湾奨学生承諾書、或いは教育省華語文奨学生承諾書。	1通
3	■ 教育省台湾奨学生の非英語コースに申請する者：華語文の「研究計画書」。 ■ 教育省台湾奨学生の全英語コースに申請する者：	1部

	<ul style="list-style-type: none"> ● 「日本語」の研究計画書。 ● 「英語」の研究計画書。 ● 申請した大学が発行したその学科（または研究科）が「全英語コース」であることを証明できる書類。 <p>■ 教育省華語文奨学金に申請する者：日本語の「学習計画書」。</p> <p>■ 書式：</p> <ul style="list-style-type: none"> ● A4 横書きワープロ、本人が作成すること、代筆不可。 ● 字数：3,000字程度を標準とする。 ● 内容：志望する大学名、台湾留学志望の理由、留学中の具体的かつ実現可能な学習計画、帰国後の計画（学業、職業を含む）を詳細に記載すること。 	
4	台湾の大学に入学申請した書類（コピー可）。	1部
5	当代表処、または各地の弁事処によって認証された最終出身校（高校或いは大学）の全学年の成績証明書（日本語と英語の訳文それぞれ1部が必要である）。GPA成績書がある者は、認証されたGPAの成績書を提出する。詳しくは説明事項1を参照のこと。	各 1 部
6	当代表処、または各地の弁事処によって認証された最終出身校（高校或いは大学）の卒業証明書、修了証明書又は在学証明書（日本語と英語の訳文それぞれ1部が必要である）。	各 1 部
7	<p>■ 推薦状：</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 様式自由。 ● 推薦者2人、各人1通。計2通。 ● 中国語、日本語あるいは英語に限る。 ● 厳封でなくても可。 <p>■ 推薦者の資格：</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 学校の校長または指導教授、担当の先生。 ● 職場の上司若しくは適正な人物。 	2通
8	パスポートの写し（A4）。	1部
9	<p>■ 教育省台湾奨学金の申請者は、全英語コース以外の場合、華語文能力試験（TOCFL、https://tocfl.jp/）進階級以上の聽解と読解の（1）証明書及び（2）成績書の写しが必要である。華語文能力の証明は、TOCFLのみ承認する。その他の言語証明は受けない。</p> <p>■ 全英語コースを申請する場合、TOCFLの成績証明は不要である。但し、英語能力の試験成績証明書（リスニング・リーディング・スピーキング・ライティング能力を含む、例えばTOEFLやIELTS、GREなど）の写しを提出すること。</p> <p>■ 教育省華語文奨学金を申請する場合、TOCFL成績証明書の提出</p>	1部

	は不要である。	
10	選考結果通知用封筒（長形3号 封筒に460円切手を貼り、表に 各自の宛名と住所等を記入した もの）。	教育省台湾奨学金の応募者 3通
		教育省華語文奨学金の応募者 3通

(説明事項)

- 認証とは、中華民国（台湾）政府によって、書類を確認する行政手続きである。提出書類の5と6は、台湾駐日代表処(03-3280-7800、03-3280-7802)または横浜(045-641-7737)、大阪(06-6227-8623)、福岡(092-734-2810)、沖縄(098-862-7008)、札幌(011-222-2930)にある各弁事処により認証されたものに限る。また、就学していた教育機関が日本以外の国・地域に所在している場合、その国・地域にある中華民国（台湾）の在外公館による認証を受けた英語版のものを提出する。台湾における大学で勉強している場合、学校が発行した華語文版資料を提出する。
- 期日までに応募書類を郵送にて提出する（2026年3月27日必着）。直接来訪による受け付けは行わない。なお、提出された書類は一切返却しない。
- 提出書類に不備があった場合、失格とする。

八、 注意事項

- (一) 応募者は、台湾駐日代表処のホームページの「教育」項目の「台湾奨学金」(https://www.roc-taiwan.org/jp_ja/cat/21.html)及び「中国語（華語文）奨学金と能力試験」(https://www.roc-taiwan.org/jp_ja/cat/22.html)に掲載されている申請書類（申請表、承諾書）をダウンロードして使用してください。
- (二) 教育省台湾奨学金と華語文奨学金の申請者は、入学手続き及び関連事項（例えば国民健康保険など）は、各自で留学予定先の学校に問い合わせ、行なってください。
- (三) 教育省台湾奨学金と華語文奨学金の合格内定者は、2026年6月30日までに留学先の入学許可書（写し）を郵送で1部提出してください。2026年6月30日までに入学許可書が取得できなければ、当該奨学金は不採用（不合格）となります。（提出先：〒108-0071 東京都港区白金台5-20-2 台湾駐日代表教育部「教育省奨学金担当」）。
- (四) 奨学金選考に合格した方は、各自「奨学金証明書」を持参の上、各所在地の代表処または弁事処にて留学ビザ申請手続きを行ってください。なお、留学ビザ申請手続きに関しては代表処または弁事処の規定に従い、ビザ申請が不許可となった場合は奨学金を受給することができません。
- (五) 奨学金受給者が各学期ごとに手続きをする際、所属大学（大学院）の所定期間内に在留資格が「留学」である証明書の写しを提出できない場合、或い

は受領期間中に「留学」以外の在留資格へと変更した場合、所属大学（大学院）は、当該受給者への奨学金支給を停止、廃止または取消しとします。

(六) 奨学金受給期間中、「台湾奨学金作業要点」又は「教育省華語文奨学金作業要点」の規定に合わない場合、奨学金の支給は停止されます。

(七) 留学終了後、帰国して1ヶ月以内に報告書1部、成績証明書と日本国内の連絡先を台湾駐日代表処教育部(教育省奨学金担当)に提出してください。提出先：japan@mail.moe.gov.tw

九、お問い合わせ先及び応募書類の提出先

(一) お問い合わせメールアドレス：japan@mail.moe.gov.tw
お問い合わせは奨学金の規定内容のみ受け付けます。その他のお問い合わせについての回答は致しかねます。

(二) 応募書類の提出先：

1. 〒108-0071 東京都港区白金台 5-20-2 台湾駐日代表処教育部「教育省奨学金担当」
2. 封筒表面には応募する奨学金の種類(教育省台湾奨学金か華語文奨学金)を明記してください。